

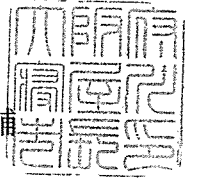
寝屋川市告示第 153 号

入札公告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 14 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
電話問合せに対する自動音声案内システム導入・運用業務
- (2) 仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所
寝屋川市指定場所
- (4) 履行期間
契約締結日から 3 年

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札の日までの期間に、寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成 15 年 4 月 1 日制定)により指名競争入札の参加の指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成 23 年 3 月 11 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除条例(平成 25 年寝屋川市条例第 20 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 申請日現在において、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されているもので「役務の提供(委託)の業種「情報処理」の種目「システム開発・保守・

運用」(コード 522001)を希望していること。

- (8) 過去 10 年間(平成 26 年度～令和 6 年度)に官公庁において、障害福祉業務に係る I V R(自動音声案内システム)による応答完結システムの業務を履行した実績を有していること。
- (9) 以下の条件を満たす「スタートアップ企業」であること。
 - ア 創業から 15 年以内であること。
 - イ 未上場であること。
 - ウ 参加資格申請時点でプロダクトを市場に提供していること。
 - エ 『発行済株式の総数の 1/2 超を「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の 2/3 以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業』に該当しないこと(※対象外企業：常時雇用する従業員数が 500 人以上の企業)

3 入札参加資格確認に係る事項

(1) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

- ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 長形 3 号封筒(434 円切手を貼付し、返送先を記入すること。)※受取人払いの場合は、簡易書留郵便対応のものを提出すること。
- ウ 入札公告「2 入札参加資格に関する事項」の(8)に係る契約書の写し又はこの事実を証する書面

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

令和 7 年 4 月 14 日(月)から令和 7 年 4 月 25 日(金)午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

郵送(上記期間中に提出場所に必着のこと。)

※郵送物の表面に「件名」を必ず記入すること。

イ 提出場所

〒572-8555 大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号
寝屋川市福祉部障害福祉課
(市立保健福祉センター 2 階)
電話番号 072-828-0382(直通)

(3) 参加資格確認通知書の交付

申請書受領後入札参加資格の確認を行い、その結果通知書を令和 7 年 4 月 28 日(月)に発送し、通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対してはその理由を付して通知する。

4 質疑回答

- (1) 質問は、質疑回答書をダウンロードし、令和 7 年 5 月 14 日(水)午後 2 時までに 下記の宛て先まで E メールで提出すること。

syougai@city.neyagawa.osaka.jp

- (2) 回答については、令和 7 年 5 月 15 日 (木) 午後 4 時に掲載予定で、寝屋川市ホームページの「福祉部障害福祉課」で公表する。

5 入札保証金

寝屋川市契約規則 (昭和 50 年寝屋川市規則第 32 号) 第 7 条第 2 号により免除とする。ただし、落札者が指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴する。

6 入札方法等

入札は、入札参加資格があることを確認された者が、下記に従い、入札書及び内訳書を一般書留郵便又は簡易書留郵便にて郵送することにより行うものとする。

(1) 期 間

令和 7 年 5 月 15 日 (木) から令和 7 年 5 月 22 日 (木) まで〔必着〕

(2) あて先等

「寝屋川局留め

大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号

寝屋川市 福祉部 障害福祉課

〔「電話問合せに対する自動音声案内システムの導入・運用業務入札書 在中」と朱書きすること。〕

(3) 方 法

ア 入札書の金額

入札書の金額については、「1 回目の入札書金額 > 2 回目の入札書金額 > 3 回目の入札書金額」となるように記入すること。

イ 入札書を入れる内封筒

入札書及び内訳書を

「電話問合せに対する自動音声案内システムの導入・運用業務入札書 1 回目」

「電話問合せに対する自動音声案内システムの導入・運用業務入札書 2 回目」

「電話問合せに対する自動音声案内システムの導入・運用業務入札書 3 回目」

と記載した各々の内封筒 (合計 3 部) に入れて厳封し、これを前記 (2) のあて先等を記載した外封筒に入れて郵送すること。(1 回目のみ入札も可能、その場合 2 回目以降は辞退とみなす。)

ウ 落札後、開札を行わなかった入札書について

原則、シュレッダー処分を行うが、返信が必要な場合は、返信用封筒 (簡易書留分の料金の切手を貼ったもので、返送先を記入すること。) を同封すること。※受取人払いの場合は、簡易書留郵便対応のものを提出すること。

- (4) 入札書に記載する金額は、円単位とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

- (5) 内訳書は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

- (6) 入札金額と内訳書の合計金額は、一致していること。

※ 入札書及び内訳書は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

7 開札の日時及び場所

参加業者の立会人がいない場合は、当該入札業務に関係のない部署の職員の立会いの下で行う。開札の立会いを希望する場合は、令和7年5月21日(水木)正午までに上記4質疑回答(1)に記載のアドレス宛に郵便入札開札立会届兼委任状の写しを提出すること。なお、本書は開札執行時に必ず持参し提出すること。

開札終了後、落札者のみ連絡を行うが、入札参加者の問合せにより、入札内容を伝えることは可能とする。

(1) 日 時

令和7年5月23日(金) 午後1時00分

(2) 場 所

寝屋川市役所 本館3階 入札室

8 再度の入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。再度入札は2回まで行うこととする。

※「上記6入札方法等 (3)方法 イ 入札書を入れる内封筒」の「電話問合せに対する自動音声案内システムの導入・運用業務入札書2回目」、「電話問合せに対する自動音声案内システムの導入・運用業務入札書3回目」の順で行う。

9 落札者の決定

入札を行った者のうち、寝屋川市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者への決定通知は、落札者のみ連絡を行う。なお、入札参加者の問い合わせにより、入札内容の情報の提供を行う。

10 落札者の決定後の手続

落札業者は開札日の翌日より5日以内に寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出を求める場合があり、提出しないときは契約の締結は行わない。

11 入札の無効

寝屋川市契約規則第14条に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

12 契約の締結等

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 契約条項を示す場所 寝屋川市福祉部障害福祉課

(3) 契約保証金

落札業者は、寝屋川市契約規則第31条の規定による契約保証金(契約金

額の 100 分の 10 以上の額)を納めなければならない。ただし、同規則第 31 条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (4) ライセンス使用許諾契約に基づく 3 年間分の利用料は、適法な請求に基づき、契約締結後の 3 か月間の伴走支援終了した日の翌月末日までに支払うものとする。
- (5) 入札参加者は、寝屋川市競争入札心得、入札公告及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

13 関係書類

- (1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 仕様書
- (3) 質疑回答書
- (4) 誓約書
- (5) 入札書
- (6) 委任状

※ 寝屋川市ホームページからダウンロードすること。

14 公告に関する問合せ先

寝屋川市福祉部障害福祉課

TEL 072-824-1181 (代表) 内線 3658

072-838-0382 (直通)